



子どもの歯を守る むし歯ゼロのお友だち

1月8日に行われた3歳児健康診査で、むし歯のなかったお友だちを紹介します。



問／福祉事務所こども家庭センター
子育て支援係
☎72-1123 (内線508)



「子ども予防接種週間」のお知らせ

普段なかなか病院へ行けない方のために、3月1日から3月7日まで、「子ども予防接種週間」として、予防接種に関する取り組みが下記の医療機関で実施されます。

4月からの進級や入学に備え、まだ済んでいない予防接種がないか、母子健康手帳の「予防接種の記録」のページを開いて、今一度確認しましょう。もし、まだ受けていない予防接種があれば、かかりつけ医と相談の上、早めに受けましょう。

大切なお子さんを病気から守るため、ぜひ予防接種を受けましょう。

令和6年度 子ども予防接種週間について

市町村	医療機関名	電話番号	3/1 (土) 午前	3/1 (土) 午後	3/2 (日) 午前	3/2 (日) 午後	3/3 (月)	3/4 (火)	3/5 (水)	3/6 (木)	3/7 (金)
日南市	山見医院	23-2101	○	○			○	○	○	○	○
日南市	津曲小児科医院	22-2175	○	○			○	○	○	○	○
串間市	はなぶさ消化器・内視鏡クリニック	74-1187	○				○	○	○	○	○
串間市	のだ小児科医院	71-1112	○				○	○	○	○	○
串間市	とめのファミリークリニック	76-1425	○								

注目

子宮頸がん予防(HPV)ワクチン【高校1年生】と【キャッチアップ対象者】の方へ

今年度まででキャッチアップ接種期間が終了すると告知しておりましたが、

国の方針により、今年度中(令和7年3月末まで)に1回接種すれば、来年度まで無料で接種できるようになります。今後、対象の方へ通知していきます。

子育てINFO

『子ども予防接種』

【定期接種】

●麻しん風しん(MR)ワクチン

第1期 生後12カ月から生後24カ月までの間にある子ども
第2期 5歳以上7歳未満の年長児にある子ども

●子宮頸がん予防(HPV)ワクチン

【定期接種対象者】小学校6年生～高校1年生

平成20年4月2日生から平成25年4月1日生までの女子

【キャッチアップ対象者】

平成9年4月2日生から平成20年4月1日生までの女子

【任意予防接種】

●おたふくかぜ

第1期 生後12カ月から生後24カ月までの間にある子ども
第2期 5歳以上7歳未満の年長児にある子ども
※上記期間中は2,500円/回助成

ハッピー スマイル

まきの たくま
牧野 拓真くん

(令和6年5月28日生)

まきの けいや みき
牧野圭也・美貴さんの長男
(福島地区)



アンパンマンのおもちゃが大好きで、よく手に取って歯でかみかみしているたくまくん。最近では自分でお座りができるようになりました。その姿がかわいらしく、また、口をとがらせて「ホッ」と言う姿に癒やされています。2人の元気なお姉ちゃんたちに負けない、強くたくましい子に育ってね。大きくなったら家族でディズニーランドに行こうね。



お子さんがいる家庭の転入転出時の手続きについて (福祉関係)

お子さんがいるご家庭については、転入転出時に次の手続きが必要となります。必要なものをご確認の上、手続きをお願いします。家庭の状況により手続き内容が異なりますので、詳細については各問い合わせ先にご確認をお願いします。

- 手続き窓口＝市総合保健福祉センター 福祉事務所(市民病院となり)
- 問い合わせ先＝☎ 72-1123

手続き内容	必要なもの	問い合わせ先
保育所、認定こども園の利用	・教育・保育給付認定申請書 / ・就労証明書 ・保護者および子どものマイナンバー (個人番号)が確認できるもの(カード、マイナンバー (個人番号)の記載がある住民票など) ※利用を希望する月の前月15日までに手続きをお願いします。	
児童手当の申請	・請求者および配偶者のマイナンバー (個人番号)が確認できるもの(カード、マイナンバー (個人番号)の記載がある住民票など) ・転入前の市町村からの連絡票 ・請求者名義の通帳またはキャッシュカード ※転出予定日の翌日から15日以内に手続きをお願いします。 ※受給者が公務員の場合は、勤務先で手続きをお願いします。	
児童扶養手当の申請	○転入前から児童扶養手当を受給していた方 ・通帳またはキャッシュカード / ・児童扶養手当証書 / ・転入前の市町村からの連絡票 ○新たに児童扶養手当を申請する方 ・確認事項などがありますので、ご相談ください。	こども家庭センター こども政策係 (内線506、527)
子ども医療費助成の申請	・子どもの健康保険資格が確認できるもの(利用登録済みのマイナンバーカードまたは資格確認書) ・保護者名義の通帳またはキャッシュカード ・保護者のマイナンバー (個人番号)が確認できるもの(カード、マイナンバー (個人番号)の記載がある住民票など) ※対象は中学生以下です。	
母子及び父子家庭等医療費助成の申請	・請求者および子どもの健康保険資格が確認できるもの(利用登録済みのマイナンバーカードまたは資格確認書) ・請求者名義の通帳またはキャッシュカード ・請求者および子どものマイナンバー (個人番号)が確認できるもの(カード、マイナンバー (個人番号)の記載がある住民票など)	
妊産婦健康診査、乳幼児健康診査、予防接種などの利用	・母子健康手帳	こども家庭センター 子育て支援係 (内線505、508)
特別児童扶養手当の住所変更	・転入前の都道府県で交付された証書 ・受給者の世帯全員が記載されている住民票	
障害児福祉手当の住所変更	・受給者の世帯全員が記載されている住民票※変更後14日以内に手続きをお願いします。	
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などの転入手続き	・現在お持ちの手帳 ※精神障害者保健福祉手帳のみ写真(4×3センチ)	自立支援係 (内線502、503)
自立支援医療(精神通院医療)の申請	・転入前の都道府県で取得していた受給者証の原本または写し ・本人の健康保険資格が確認できるもの(利用登録済みのマイナンバーカードまたは資格確認書) ・所得・課税証明書	

手続き内容	串間市での手続き	問い合わせ先
保育所、認定こども園の退所	・保育所等退所届出書の提出が必要です。	
児童手当の受給資格喪失	・連絡票をお渡しします(転出先市町村へ提出)。 ※受給者が公務員の場合は、勤務先で手続きをお願いします。	こども家庭センター こども政策係 (内線506、527)
児童扶養手当の住所変更など	・連絡票をお渡しします(転出先市町村へ提出)。	
子ども医療費の受給資格証返納	・子ども医療費受給資格証をお返しください(転出日以降は使用できません)。	
母子及び父子家庭等医療費の受給資格喪失	・母子及び父子家庭等医療費受給資格証をお返しください(転出日以降は使用できません)。	

手続き内容	必要なもの	問い合わせ先
児童手当の住所変更		こども家庭センター こども政策係 (内線506、527)
児童扶養手当の住所変更	・児童扶養手当証書	
子ども医療費の住所変更	・子ども医療費受給資格証 ※旧住所の資格証は利用できません。	
母子及び父子家庭等医療費の住所変更	・母子及び父子家庭等医療費受給資格証 ※旧住所の資格証は利用できません。	
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などの住所変更	・現在お持ちの手帳	自立支援係 (内線502、503)